

可児市危険木伐採等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この訓令は、森林環境譲与税を活用し、危険木から住民の生命及び財産を保護するため、市内の危険木の伐採、撤去及び処分（以下「伐採等」という。）を行う者に対し、市の予算の範囲内において可児市危険木伐採等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、可児市補助金等交付規則（昭和60年可児市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険木 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画の対象森林内に存する概ね胸高直径が15センチメートル以上かつ樹高が5メートル以上の樹木であって、倒れることにより住宅等に被害を及ぼすおそれのあるものをいう。
- (2) 自治会等 自治会、組、町・町内会・班等の単位自治組織をいう。

(交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象となる者及び団体（以下「交付対象者等」）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第1号及び第2号のいずれにも該当する場合（生計同一者が該当する場合を含む。）は、対象外とする。

- (1) 危険木が存する土地の所有者
- (2) 危険木が倒れることにより直接的な被害を受けるおそれのある住宅の所有者又は管理者（当該住宅に居住する者に限る。）
- (3) 危険木が倒れることにより被害を受けるおそれのある施設又はその敷地を管理する自治会等

2 交付対象者等は、危険木が存する土地の所有者から危険木の伐採等を行う承諾を得るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険木の伐採等に係る経費とする。

2 前項において危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1人（生計同一者を含む。）又は一の団体につき同一年度において1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、可児市危険木伐採等支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 危険木の伐採等に係る収支予算書
- (2) 危険木の伐採等に係る見積書の写し
- (3) 伐採等場所の位置図
- (4) 伐採等を行う危険木の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、危険木の伐採等が完了したときは、速やかに可児市危険木伐採等事業補助金実績報告書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 危険木の伐採等に係る収支決算書
- (2) 危険木の伐採等に係る領収書
- (3) 伐採等をした状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。